

平成二十九年十二月一日受領
答 弁 第 五 四 号

内閣衆質一九五第五四号

平成二十九年十二月一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出内閣官房参与に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出内閣官房参与に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

内閣官房参与は、必要に応じて内閣官房に置かれる非常勤の一般職の国家公務員であり、内閣総理大臣の諮問に答え、意見を述べることでとされている。その選定については、その時々の内閣の重要政策等について優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が、適任であるという観点から人選を行い、任命しているものである。

引き続き同様の対応をしてみたい。